

報告事項 2（周知・報告）

教育庁職員の懲戒処分について

教育長が専決した標記について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 29 日

< 参考 >

地方公務員法

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

教育庁職員の懲戒処分について

1 概要（年齢は処分日時点）

（1）不適切な会食事案【処分日：令和3年7月20日】

教育庁 課長級職員、57歳 『戒告』

教育庁 課長級職員、57歳 『戒告』

大阪府が府民・事業者等に対して「4人以下でのマスク会食の徹底」「歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること」「営業時間短縮」等を要請している中、5人以上の会食を行った。

（2）児童へのわいせつな行為等事案【処分日：令和3年8月25日】

教育庁 指導主事、45歳 『免職』

令和3年7月、堺市内の集合住宅の敷地内において、女兒の背後からスカートの中を動画で撮影した後、スカートをめくりあげ、写真を撮った。

また、違法であることを認識しながら、海外のウェブサイトから児童ポルノをダウンロードし、所持していた。

2 今後の再発防止策等について

府民の信用を損ねてしまったこれら事案の発生を重く受け止め、あらゆる機会を通して、大阪の教育を担う責任の重さ、倫理観や服務規律を周知徹底するなど、信頼回復・再発防止に取り組んでいく。